役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

（平成２２年８月２７日制定　規則第１号）

（目的）

第１条　この規則は、社会福祉法人豊岡保育園（以下「本法人」という。）定款第８条第２１条の規定に基づき、法人の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）

第２条　法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員及び評議員、評議員選任・解任委員に対して報酬を支給する。

２　法人の役員及び評議員、評議員選任・解任委員に対して次の業務に従事した場合に報酬を支給する。

1. 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への参画
2. 理事会で決定された特別な業務への従事
3. 法人が主催する行事・業務等への参画
4. 法人を代表して諸行事・会議等への出席
5. 理事長は月４回程度事業内容の報告を受ける

３　第１項及び前項の規定は、役員及び評議員、評議員選任解任委員が職員である場合には適用しない。

また、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合にも適用しない。

４　第１項の報酬の額は評議員会、理事会で定める。

５　第２項の報酬の額は、理事長は日額８千円、評議員、理事、評議員選任・解任委員は日額３千円とし、業務の都度支払う。ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。支払うべき報酬額から源泉所得税を控除して支払うものとする。

６　定款第２１条に定める役員の報酬に対しては、各年度の総額が２００万円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

（費用弁償）

第４条　役員及び評議員、評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償

　しない。

　２　費用弁償額は、職員の旅費規定に準じて、役員及び評議員、評議員選任・解任委

　　員の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。

　３　費用弁償は、業務の都度支払う。

　　　ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

（改正）

第５条　この規程の改正については、理事会、評議員会の議決を要する。

附則

　この規程は、平成２２年８月２７日から施行する。

附則

変更後の規程は、平成２９年６月２０日から施行する。

附則

変更後の規程は、平成３１年３月２８日から施行する。

附則

　変更後の規程は、令和５年６月１３日から施行する。